# 質問回答書

| | |
|---|---|
| 入札日 | 令和6年3月15日 |

| | |
|---|---|
| 売却物件名 | 建物等解体条件付き土地（松浦市福島町塩浜免679-6） |

上記入札について、指名業者より下記のとおり質問があっておりますので、回答いたします。

| 質　問　内　容 | | 回　　答 | |
|---|---|---|---|
| 質問書受付日 | 2月27日 | 回答日 | 2月29日 |
| 入札実施要領に記載の、当該入札における解体条件の対象（市有財産内に存置された建物等）について、当該区画内のどこまでが対象となっているのかを教えてください。 | | 下記の建物及び工作物を想定しております。これら工作物については所有権移転の日から１年以内に解体・撤去をお願い致します。<br>・福島教職員住宅（第2号棟～第6号棟）<br>・上記住宅の付随設備（電気・水道等）<br>・上記住宅の基礎<br>・フェンス及びフェンス基礎<br><br>また、下記の工作物につきましては解体・撤去の対象外とします。<br>・当該土地の外周に設置されている<br>ブロック塀<br>・隣接敷地建屋（松浦市福鷹商工会）の<br>裏に設置されているカーポート | |
| 当該敷地内にある樹木等の植栽は、伐採・撤去を行う必要がありますでしょうか。 | | 今回の予定価格を算定する際、当該敷地内に植えてある生垣の撤去及び樹木の伐採について設計額に含めております。<br>当該敷地内の樹木などの植栽に関しては所有権移転の日から１年以内の解体条件に含みませんが、土地の所有権移転に伴いこれらの植栽も所有権を移転致します。<br>所有権移転後は状況に合わせて適切な管理をお願い致します。 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

別紙.解体対象となる構造物の概要

・ ： 教職員住宅
（付随する設備、基礎を含む）

・ ： フェンス
（基礎を含む）

※（参考）植栽の配置
所有権移転後、適切な管理をお願い致します

・ ： 樹木

・ ： 生垣